

## 平成29年度第3回佐倉市公民館運営審議会会議要録

日時：平成30年1月24日（水）午後1時30分～午後4時  
会場：佐倉市立臼井公民館

出席者：鷹野千恵子、大野直道、高梨直子、奥津友子、浅井俊彦、慶田康郎、日向和夫、  
村上勲、佐藤光雄、松井強  
（10人）

事務局：中央公民館長・江波戸寿人 和田公民館・遠藤正久主査補  
弥富公民館長・塚本貞仁 根郷公民館長・櫻井理恵  
志津公民館長・高山幸代 臼井公民館長・曾山澄雄  
社会教育課長・檜垣幸夫  
社会教育課・松橋義己社会教育主事、富田健一郎主査  
臼井公民館・宮野雅樹主査補  
中央公民館・石井肇主査補、和泉澤文祥主査補、泉慎一主任主事

---

### 【目次】

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事  
(1) 平成30年度公民館事業に向けて
- 4 その他  
・佐倉市民カレッジの評価について  
・佐倉市立公民館の使用料について
- 5 閉 会

---

### 【本文】

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 議 事  
(1) 平成30年度公民館事業に向けて
  - 4 その他  
・佐倉市民カレッジの評価について  
・佐倉市立公民館の使用料について
  - 5 閉 会
- 
- 3 議 事  
(1) 平成30年度公民館事業に向けて

江波戸館長：

議事に入る前に、本日、傍聴を受け付けましたところ、1名の申し出がございました。  
傍聴人につきましては、傍聴要領を遵守くださるようお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項で、委員長は会議を総理すると定めておりますので、慶田委員長にこの後の議事の進行をお願いいたします。

慶田委員長、よろしくをお願いいたします。

委員長：

それでは、議事に入ります。

本日、中原委員・天本委員・石川委員・楠委員・松崎委員の5名が欠席と伺っております。このため、今回の会議録の署名人につきましては、名簿順で、松井委員、大野委員にお願いしたいと考えております。

続いて、本日の議事を進めたいと思います。「平成30年度公民館事業に向けて」について、各公民館から説明をお願いします。質問は、全館の説明が終了した後に時間を取りたいと思いますのでよろしくお願いします。

江波戸館長：

それでは、「平成30年度の中央公民館事業に向けて」の方向性についてご説明させていただきますので、よろしくお願いします。お手元の「平成30年度公民館事業に向けて—中央公民館運営計画(案)—」をお願いします。

皆様ご承知のとおり、本年7月から公民館使用料の徴収等が予定されております。これに伴い、現在の午前・午後・夜間といった利用区分や、予約の受付方法等で、確定していない事項がございますので、運営計画(案)につきましては、6月までを念頭においたものであることをご承知いただければと思います。

具体的な対応方法等につきましては、適宜、公民館運営審議会や公民館利用者懇談会等を通じて、お知らせしてまいりたいと考えております。

このため、平成30年度の中央公民館の運営計画の「運営方針」や「努力目標」等につきましては、昨年同様で変更はございませんので、説明は省かせていただきます。

また、「佐倉市立公民館の使用料」につきましては、議事終了後の「その他事項」で改めて社会教育課からご説明をさせていただきます。

なお、施設利用の開館日・開館時間につきましては、趣旨は変わりませんが他館と併せた形に文章を少し整理させていただいておりますことをご報告させていただきます。

続いて、平成29年度の施設管理につきましては、非常用放送設備の交換工事や、学習室1・トイレの照明や、カレッジ等の扉の修繕等を適宜実施しています。

中央公民館も開館から40周年を経過するなかで、電気系統や水回り、音響等の老朽化に伴う不具合箇所が出ておりますので、緊急な修繕や細々した修繕については必要に応じて随時対応するほか、市の実施計画に位置付ける等して計画的に整備していきたい。具体的には、平成30年度の大きな工事としては、自家用発電機の交換工事等を予定しております。

次に主催事業についてご説明します。

まず、家庭教育事業です。「3歳児親子あそびうた教室」は、講師の先生方と相談し、28年度から、5回の講座を2回実施しております。30年度におきましても、今年度の講座を踏まえ、充実した講座にしたいと考えております。

次に、「食育講座」です。2月17日に「親子de学ぶ食材選びと調理の仕方」と題して実施予定です。来年度につきましては、今年度の様子を見ながら、お父さんを優先する形で内容や実施時期等につきまして検討し、より充実した内容にしたいと考えており

ます。

次に、青少年教育事業です。29年度は、「夏休みこどもゼミナール」、「子どもの居場所づくり」、「通学合宿」、「親子映画会」と、環境政策課との共催事業である「水辺観察会」、女子美術大学との連携共同事業である「JOSHIBI ワークショップ」、28年度から始まった「キアゲハを紙で作ろう」を実施しました。

平成30年度におきましても同様の講座実施を考えておりました、主だったものを説明させていただきますと、「子どもゼミナール」につきましては、子ども達が宇宙への興味が広がる端緒となるような、ただ講座に参加するだけでなく、そこから次につながるような充実した内容になればと考えております。ちなみに、30年度は、和田公民館と連携する中で、事業にできればと思っております。

子どもの居場所づくりにつきましては、例年同様4月に開催するグループ懇談会で実施していただけるサークルを募集する予定です。グループ・サークルの皆様にご協力いただき、活動の成果を発表する場、子供たちと交流する場、地域還元をしていく場として、たくさんのグループ・サークルが参加していただけるよう働きかけたいと考えています。

「キアゲハを紙で作ろう」につきましては、29年度は時間の関係からキアゲハに絞って制作をしたものです。30年度についても、同様の形での実施を考えています。

「通学合宿」につきましては、来年度は佐倉小学校の児童を対象に、佐倉高校のセミナーハウスを借りて実施予定です。

続いて、成人教育事業につきましては、29年度におきまして、「地域づくり講座」、「パソコン講座」、「健康増進教室」、「佐倉学の各種事業」を実施しましたが、30年度におきましても引き続き実施したいと考えております。開催時期につきましては、29年度同様、他の事業と重ならないように年間を通して計画していきたいと考えています。

特に、佐倉学につきましては、他の所属での事業計画も踏まえ、事業内容等についても検討していきたいと考えております。

成人教育の主だったものについて説明させていただきます。まず、介護予防に関する心身の健康に必要な方法や、家庭における健康管理に関して学ぶ講座です。この講座は、「佐倉ホワイエ」と連携して実施してきたもので、28年度からは、「年をとっても元気でいるために」を共通テーマとして毎年2回ずつ全4回で実施しました。本年度を持ちまして終了となったわけですが、高齢化のなか、健康寿命をどれだけ伸ばすかは大切なことと考えておりますので、仮称ではございますが「健康増進教室」として実施を考えております。内容等につきましては、協力をいただいております佐倉ホワイエさんのご意見もうかがう中でどのような内容で進めていくか検討してまいりたいと考えております。

佐倉学につきましては基本的に、今年度と同様のテーマで実施します。具体的には、「印旛沼」、「佐倉・城下町400年」、「佐倉の文化」、「古今佐倉真佐子を歩く」という4つを考えております。

次の「市民カレッジ」につきましては、今年度と同様に実施してまいります。市民カレッジ創設から四半世紀が経過しておりますので、事業内容や運営方法などについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

具体的には、昨年度、委員の皆様からいただいたご意見を参考とさせていただき、多くの市民が学べる場の確保として、以前から課題になっていた入学希望者と卒業生の減少に加え、卒業生の更なる意識向上に繋がるよう、28年度卒業生に身分証明証を配布したほか、29年度から退学者が再入学できるよう門戸を開放するため整備の準備を行いました。

また、29年度は、広くカレッジを知っていただくため、お手元の資料にありますように、カレッジ文化祭を「教育の日」の1事業として位置づけ、『こうほう佐倉』で案内したのに加え、カレッジの入学案内のチラシを文化祭から継続して配架するなど周知に努めてまいりました。昨年度と比して入学の問い合わせも増えているような状況です。

この他に、カレッジでの学習した成果を活かし、自ら考え、様々な場面や場所で活躍いただける方が増えるよう、現在、卒業生のみ実施している地域活動アンケート調査の入学時での実施や、地域活動に伴う公欠等も検討しております。学習環境の整備やプログラムの見直しに結び付けていきたいと考えております。

なお、本事業につきましても、委員の皆様方に事業評価をお願いすることになりますので、参考までに、28年度「公民館のまとめ」から講座概要の抜粋、平成29年度の入学状況、平成29年度のプログラムを添付させていただいておりますので、事業評価時の際の参考としていただければと思います。

ちなみに、本年2月10日に修了式と卒業式を行う予定で、1年生93人、2年生95人、3年生92人の合計280人がそれぞれ進級予定となっております。来年度の新入生は第27期生という形になります。

次に、「団体育成事業」については、「中央公民館利用グループ懇談会」、「調理室利用者懇談会」の開催や、カレッジから発展しました「佐倉民話を語るボランティア派遣事業」「佐倉こどもかるた普及派遣事業」を今年度と同様に進めてまいりたいと考えております。

なお、「佐倉地区子ども会育成会連絡協議会」については、昨年度1団体が抜けて、1団体の状況です。子ども会は、子ども達の健全育成の上からも必要な組織ですので、昨年度はクリスマスパーティーで子ども会等への働きかけを行ったところでございます。次年度についても加入等の働きかけなどができればと考えています。

視聴覚教材ライブラリー関係につきましては、教材や機材の貸出、16ミリ映写機点検、16ミリ映写機操作講習会を、引き続き実施してまいります。

広報活動につきましては、「中央公民館だより」を毎年3月に作成して市民カレッジの事業案内等を掲載しておりますが、夏休みの子どもの向け事業を掲載した「中央公民館だよりジュニア」を例年同様に作成したいと考えております。「なかま」、「ホームページ」等につきましても、今年度と同様に進めてまいります。

なお、一覧表には記載がございませんけれども、来年度も引き続きコミュニティ事業として「さくら学び塾」の実施を予定しております。

中央公民館については以上です。よろしく申し上げます。

遠藤主査補：

和田公民館の遠藤と申します。本日は館長の片山が所用のため欠席しておりますので、館長に代わりまして私の方から平成30年度和田公民館事業の展望についてお話しさせていただきます。

初めに、和田公民館の運営計画案についてですが、資料5ページをご覧ください。平成30年度の運営方針は、今年度と同様に、地域の実態を捉えながら、地域性を活かした学習内容の充実を図るとともに、分館である歴史民俗資料室内の民俗資料のくん蒸を実施するなど、適切な施設環境の保全に努めて参ります。また、地域団体に対する支援活動につきましても、団体相互間を有機的に結び付けていく役割に、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

努力目標につきましては、掲げております3つの目標に加えて、地域の特性を生かす意味におきましても和田のはたおりなどの工芸講座などを積極的に実施することを掲

げさせていただいております。

開館日・開館時間、休館日などの施設利用につきましては、現段階におきまして今年度と同様とさせて頂いております。

次に事業計画案の方でございます。次の6ページをご覧ください。はじめに家庭教育につきましては、隣接する和田小学校及び幼稚園と連絡を密にとりながら、「子育て教室」、「家庭教育講座」を実施する予定でございます。特に「子育て教室」につきましては、近隣の弥富公民館との合同開催、また地域の子育て支援団体との協力・連携を柱に活動してまいりたいと考えております。

つぎに、青少年教育につきましては、従来の「剣道教室」、「軽スポーツ大会」、「夏休みおもしろ体験教室」、「佐倉学関連事業」等を実施してまいります。

次に成人教育事業につきましては、従来事業である地域塾等の充実に加えまして、地域の特色を生かした講座という事で「和田の工芸講座を開催してまいります。和田地区に伝わる伝統工芸であるはたおりやわら細工、地元陶芸家指導による陶芸講座等の企画を実施し、特色ある地域づくりにもつなげていこうというものでございます。また、地域団体との共催で地域課題を地域住民の方とともに検討・協議していくという事で7ページになりますが、「合同研修会」を実施してまいります。これは今までも地域団体主催で行ってまいりましたが、公民館と共催で行うことにより行政課題と結び付けて考えていこうという事で来年度より共催スタイルに変えていくものでございます。

その他、従来どおり「手芸教室」などを実施いたしますとともに、これらを総合的な和田地区における教養実践講座として、多様な世代に関心を持ってもらい参加を促す意味におきましても、いままで使っていた「長命大学」という従来の名称を変更して「和田市民大学」として刷新を図る予定でございます。

次に団体育成につきましては、従来どおり青少年健全育成住民会議、和田小学校PTA民俗資料収集委員会などの団体活動の支援をしてまいります。

広報展示活動につきましては、公民館だより等を活用したきめ細かな情報発信に努めるとともに、はたおり保存会、地域団体と連携して、歴史民俗資料室の展示に関する分かりやすい解説・体験学習に結び付けていきたいと考えております。

最後に図書コーナーにつきましては、図書館司書及び学童のインストラクターの意見を取り入れながら、図書資料の充実を図り、利用率の向上に努めて参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、和田公民館から平成30年度事業の概要についてご説明させていただきました。

塚本館長：

平成30年度弥富公民館運営計画(案)及び事業計画(案)につきまして、着席したままでご説明をさせていただきます。

資料9ページをお願いします。平成30年度の基本的な運営方針といたしまして、今以上に地域の魅力を生かしながら、住民のニーズに即した学習の機会の提供に努力してまいります。また、努力目標としては、地域住民が利用しやすい・親しめる公民館を目指すとともに、大人と児童の異世代間の交流につきましても大切にしていきたいと考えております。

こちらの資料には60分とありますが、これまでは30分単位で貸し出ししていたところ、実情に合わせた貸し出しを考えております。

それでは、平成30年度公民館事業に向けては、10ページをお願いします。

弥富地区では地域の皆さんが心配をしております若い世代の転出や子供の減少、特認

校制度を活用しての複式学級回避策など、地域の課題がございます。

そこで、少しでも弥富地域の魅力を感じていただくための、自然、歴史、文化など、弥富の地域ならではの特色を生かした事業、住民のニーズに即した学習機会の提供、更には小学校・幼稚園・各種団体と連携を図り、地域づくりの推進や豊かな人間性をはぐくめる事業計画をしてまいりたいと考えております。

それでは、具体的な中身についてご説明します。

家庭教育事業の「親子遊びのつどい」では、1～3歳児とその保護者を対象に前期5回、後期5回の合計10回を「体操」「工作」「ゲーム」などを中心として、子育てについて学びます。「家族で遊ぼう」は、小学校入学前の子供とその家族を対象に、野外活動を通し、親と子・自然との触れ合いの大切さを学んでいただきます。

続きまして青少年教育、「弥富剣道教室」は、剣道をとおして子供の心身の鍛錬を求めるとともに、千葉県指定無形文化財の立身流を学んでいただく事業で、継続的いたします。今年度は現在16人が受講しており、来年度も同様に実施を予定しております。

「夏休み星空観察会」は自然科学への興味を持たせようとするもので、毎年行われております「佐倉子ども交流合宿 IN 弥富」において実施いたします。これとは別に「星空観察会」として志津公民館と合同で参加者間の地域交流を開催します。

次の「なんでも体験弥富塾」は非常に人気のある特徴のある事業の一つです。小学生を対象に、自然体験、運動、料理など、地域の方が講師となって自然を体験型の講座を5月から10回実施いたします。

次に成人教育でございます。「ふるさと弥富散策会」につきましては、弥富の良さを知っていただくために3月に地域の自然散策を予定しております。「グラウンドゴルフ」は児童から高齢者までの異世代間交流が図れるように、高齢者クラブ・地区社会福祉協議会などと一緒で共催で実施いたします。次に「竹炭づくり」でございますが、昔ながらの竹炭作りを体験してもらうもので、講師は地域の人材を活用し、11月の実施を予定しております。

次に「健康づくり講座」は、健康の保持増進の一助となるよう、健康をテーマに4回実施をいたします。

成人教育の佐倉学入門講座といたしましては、仮称でございますが「大人の弥富塾」あるいは「明寿大学」とタイトルを打ちまして、弥富地区の良さを知っていただく一つとして弥富地区の伝統・文化・歴史等を学び伝える連続講座を予定しています。来年度は、弥富地区の中世・近世について学びます。次の「弥富を歩く」は地域の歴史・民俗を探訪する実際に外を歩く講座として行います。

つぎに、11ページをお願いします。「くらしの講座」におきましては、地域の生活文化の継承、交流の場として8回実施をいたします。

広報活動ですが、公民館事業の案内、募集などの情報提供に努めてまいります。

現在は市の広報の掲載もございますが、公民館だよりを弥富地区全世帯への配布が主でございます。部数は700部で年3回を予定しています。

団体育成事業につきましては、昨年同様でございますが、公民館の運営のご理解や、地域の発展のための活動を支えるということで、可能な限り支援を続けてまいります。

図書の貸し出しは、図書館の協力で図書の充実を図るとともに、館内利用だけでなく、貸し出しの充実もはかります。

以上でございます。

櫻井館長：

根郷公民館館長の櫻井でございます。平成30年度の根郷公民館事業の予定につつま

して、ご説明させていただきます。

資料の13ページをお願いします。まず来年度の運営方針でございますが、今年度同様、地域住民の生涯学習及び各種地域活動の場として中心的な役割を果たす施設となるよう努めてまいります。

次の努力目標では、市民のニーズ、時代のニーズを取り入れながら、学習の機会を提供するとともに、地域に密着し、誰もが学習しやすい場所、集い・憩える場所、根郷地区の拠点としての公民館を目指していきたいと考えております。また、「南部地区子ども会育成会連絡協議会」や「根郷地区青少年育成住民会議」など、公民館で活動されております団体の活動支援にも引き続き努めてまいります。

14ページをお願いします。来年度の個別事業につきましては、基本的には、今年度実施しました事業を、反省点を踏まえながら継続していきたいと考えておりますが、現段階で見直しを考えている事業及び新規の事業もございますので、ご説明いたします。

まず、家庭教育の「親子で遊ぼう ぽっぴちゃんくらぶ」でございますが、今年度後期の講座では定員を上回る参加があった人気講座でございます。来年度も2歳児と3歳児の親子を対象に、運動や絵本・工作、そして幼児の健康管理に関する情報提供も行ってまいります。

次の「親子体験教室」では、小学生以下の子どもと保護者を対象に、屋内外での体験活動を通じ、親子や参加者同士の交流を図ってまいります。

「子育て実践講座」は、昨年度、今年度と実施し、好評であったことから継続して行うものでございます。託児付きなため、集中して講義を受けられること、お茶を飲みながら座談会形式で意見交換ができることなどが、好評の理由だと考えております。今年度は子育て支援課の職員を招きまして、子育てに関する個別相談も行いました。

家庭教育事業の最後は「親子体操教室」でございます。これまで幼児の保護者を対象にヨガやストレッチの講座を行ってまいりましたが、30年度は親子で一緒に体を動かせる講座を行い、健康増進や心身のリフレッシュを図るとともに、親子のふれあいや参加者相互の交流を図りたいと考えております。

青少年教育につきましては、これまでの「通学合宿」を、「防災キャンプ」として行う予定でございます。通学合宿は、学校までの送迎等、根郷地区にある3校の小学校すべてを対象に一度に行うのが難しく、また平日は地域の方々の協力が得られにくいなどの課題もありました。今年度は根郷小学校の児童を対象に実施いたしました。ほかの2校からも参加したいとの要望があり、通学合宿にご協力いただいた地域の方々からのご意見をお伺い検討した結果、「異年齢の子どもたちが共同生活を体験することで、自主性・協調性を高め、生きる力を育む。事業に協力する地域住民・学生との交流も図り、地域の絆を深める。」という目標はそのままに、防災教育プログラムを取り入れた合宿とすることにいたしました。詳細は未定ですが、土日、あるいは長期休暇中に、地域の方々や学校にご協力をいただき、実施したいと考えております。

次の「子ども体験講座」につきましては、身近な題材を利用した実験を通じて、科学の不思議さや楽しさに触れる「おもしろ科学」を全6回程度のシリーズで行います。また、「水彩画」「茶道」「華道」などの小学生対象の講座を、公民館を利用しているサークルに講師を依頼して実施いたします。

つぎに、成人教育ですが、根郷寿大学につきましては、今年度同様、5月から3月まで、11回の講座を実施し、社会参加の推進や受講生同士の交流を図ってまいります。また、受講生に講師をお願いし、得意な分野について、受講生同士で教えあう講座につきましても、引き続き実施してまいります。

15ページをお願いします。「パソコン広場」は、パソコンボランティアが講師とな

り、初心者に必要な操作方法等を教える講座で、毎月第2日曜日に開催しているものです。毎回10名程度の参加があり、広報等を見ての問い合わせもあることから、来年度も継続してまいります。

「シニアのためのタブレット・スマートフォン講座」は、器機を購入したが使い方がわからない方や、購入を検討中の方を対象に行っているものです。今年度すぐに申し込みが定員に達した人気の講座であり、来年度も引き続き行う予定でございます。

次の、「珈琲学入門講座」「ハンギングバスケット講座」につきましても、今年度、実施いたしました。大変人気が高いことから、来年度も引き続き実施する予定です。

「佐倉学」に関する講座につきましては、郷土に関する知識を高めていただくため、入門講座や体験講座、根郷地区を散策する講座など、各種講座を企画してまいります。

団体育成では、子供会や青少年育成住民会議等の活動の支援、また、5月に根郷公民館定期利用者懇談会を開催し、公民館運営の活性化に努めてまいります。

広報事業では、公民館事業の案内や報告等をするため、「根郷公民館だより」を4月と9月の年2回、根郷地区内に新聞折り込みにより配布する予定でございます。

その他、図書事業や開放事業につきましても、公民館活動や地域活動の充実に向けて、取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、来年度の事業概要につきましてご説明させていただきました。今後も必要に応じて事業全体を再点検してまいります。以上です。

高山館長：

続きまして、志津公民館長の高山でございます。平成30年度の志津公民館事業に関する方向性についてご説明させていただきます。

平成29年度の事業経過につきましては、概ね計画通りに実施しております。一部未実施の事業がありますが、実施に向け準備等進めており、2月1日付の公民館だよりで参加者を募集致します。

資料の17ページをお願いします。平成30年度の運営計画については、平成29年度と概ね同様となりますが、地域の実態や動向に立脚し、住民の自主活動を育て援助しつつ郷土づくりの意識を一層高める。また、生活課題をみつめ、生涯学習の場としての適切な運営に努めるとし、地域の社会教育中心拠点としての公民館運営に努め、地域の学習の場としての役割を果たしていきたいと考えております。努力目標についても今年度と同様ですが、施設利用の利用区分については、4月からの利用区分を従来のコマ貸、志津公民館では午前・午後・夜間の3コマで部屋貸を行ってまいりましたが、4月の予約分より1時間単位の時間貸に変更したいと考えております。変更することにより、利用団体が活動に必要な分だけの予約となり利用者の利便性の向上が図れるものと考えております。

続きまして、平成30年度の事業計画です。今年度実施した事業の内容や公民館の会議室の貸出し状況、他機関との事業調整等を検討し、具体的な決定はこれから行っていますが、事業の講座内容や実施時期等の必要な見直しを行い実施したいと考えております。

資料の18ページをお願いします。

家庭教育といたしましては、2歳児と母親を対象といたしまして、「おかあさんと遊ぼう」を年間で実施いたします。これは、親子遊びを通じて、子どもの成長を見守り、子と親がともに成長する「育自」を体験していただく講座となっております。

29年度は10組の参加と定数に達しない状況でありましたが、アンケートを実施したところ、親子での貴重な体験ができた、家庭的な内容で楽しかった、毎回工夫した遊



びがあり親も子育てをしていくうえで参考になった等の意見があり、参加者の満足度は高いものとなっております。30年度も講座を開催しますが、今年度の講座の講師より、体調の不良から来年度の講師が出来ない旨の申し出がありましたので、現在新しい講師と打合せを重ねております。

次に、子ども、小学生と保護者を対象といたしまして、講座をとおして親子のコミュニケーションも図れる「笑顔で子育て応援講座」も年2回実施する予定でございます。

次に、青少年教育といたしましては、引き続き「佐倉っ子塾志津子ども教室」の名称で、佐倉の地域素材などをおりませた体験学習講座を実施いたします。地域の人から学ぶことにより、「つくる楽しさ」「わかる喜び」「できる自信」を育むことを目指しております。

事業といたしましては、小学生を対象として、「子どもクッキング教室」「子ども手作り工房」「子ども自然教室」「子ども理科実験教室」の4つの事業を年間で各4回から6回、計18回の実施を予定いたします。自然教室についてですが、先ほど弥富公民館長から話があったように「星空観察」については弥富公民館と共催で行う予定でございます。

各講座も、参加者及び保護者へのアンケートでは、好評を得ていますので、事業の募集にあたっては公民館だよりの他、小学校等への案内も実施し、事業の周知を引き続き行ってまいります。また、今年度の「佐倉っ子塾志津子ども教室」については、来月行います事業評価会において発表をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、来年度の青少年教育ジャンルでは、志津地区の小学校を対象とした通学合宿を新たに実施いたします。子どもたちは、親元を離れることで、親のありがたみ・大切さがわかってくれることはもとより、短期間ではありますが、その期間で自主性や協調性という「生きる力」を育むためでもあり、その為の助言や支援をして児童の成長に繋がられればと思っております。

さらに、中学生と高校生を対象として、「ちょこボラ（公民館でちょこっとボランティア）」という職場体験学習事業を継続し、地域の人や職員とのふれあいを通じて、社会的自立や豊かな人間性を育む事業も年間を通じて募集いたします。

次に、成人教育といたしましては、「しづ市民大学」と「佐倉学」関連を実施いたします。

しづ市民大学につきましては、今年度同様に4つの専科コースを設け、「合計154名定員で、内容を検討し30年度も実施する予定でございます。

なお、「しづ市民大学」の合同講演会や専科コースの講座の一部も特別講座・公開講座として、受講生以外の市民にも広く公開を行ってまいります。

資料の19ページをお願いいたします。佐倉学では、佐倉学入門講座といたしまして、国指定史跡である地域の遺跡を学び、郷土愛や遺跡保存の意識を高める「井野長割遺跡を学ぶ」を継続実施し、今年度まで「佐倉・城下町400年記念事業」の冠で実施をしておりまして、佐倉城主が通った「佐倉道を歩く」についてですが、「佐倉道を学ぶ」に名称を変え、座学を中心に継続いたします。

団体育成といたしましては、第45回となる志津公民館祭を、公民館で活動をしているサークルが運営する実行委員会を組織し実施いたします。この公民館祭は有意義な学習成果の発表の場、さらに地域との交流の場となるため多くのサークルに参加を頂いており、子ども体験コーナーもあるので、大人だけではなく親子連れも多く来場する事業です。

他の事業といたしましては、定期的に利用しておりますサークルに対して、活動の意義、運営のあり方などを学び、グループの自主性を高めて、地域活動に生かしてもらう

よう「運営研修会」、また、調理室を利用するサークルにつきましても、調理室の効果的な利用方法を考え、懇談を通じて、サークル間の交流を図る「調理室利用サークル懇談会」も実施いたします。

その他の団体に対しましては、「志津ジュニア・リーダーズ・クラブの支援」「公民館園芸ボランティア団体への支援」を引き続き行ってまいります。

最後に、広報活動でございますが、志津地区各世帯に公民館だより「しづ」を年間2回、各25,000部の発行を予定しております。発行にあたっては、志津公民館事業の案内・情報などを提供することで、公民館への理解と認識を深めていただいております。また、各事業の参加募集も公民館だよりでおこなっているところでございます。

30年度の事業の実施につきましては、今年度の事業内容について検討・確認を行い進めていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

曾山館長：

白井公民館館長の曾山でございます。

平成30年度白井公民館事業に向けて、白井公民館運営計画案と事業計画案のご説明をさせていただきます。資料の21ページをお願いいたします。

はじめに、運営計画案についてご説明をいたします。

運営方針でございますが、白井地区の地域の実情、市民生活の変化に即し、自主的な集い、学び、伝えていく活動を助成し、生涯学習と社会教育活動の地域拠点としての役割を引き続き担ってまいります。

努力目標、及び22ページにかけての事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、このなかで、5の施設・設備提供事業に係る部分でございますが、市民音楽ホールが改修工事のため、9月22日（土）まで休館となりますが、白井公民館の貸館利用につきましては、通常どおりとなります。

続きまして、平成30年度事業計画案につきまして、概要をご説明いたします。

資料の23ページをお願いいたします。

はじめに、家庭教育でございますが、「おはなし会」につきましては、来年度も白井公民館図書室では、毎月1回、子ども向けのすばなしと絵本の読聞かせのほか、紙芝居、テーブル人形劇なども交え、楽しいプログラムを実施する予定でございます。

その下、『0（レイ）歳児半～3歳児親子あそび』につきましても、今年度と同時期に、わらべ歌遊びを体感してもらうなかで、読書の習慣を身につけてもらうことを目的として実施していく予定でございます。

次に、青少年教育でございます。

水辺観察会「夏休み子ども水辺探検ツアー」は、印旛沼に生息する鳥、植物、水生生物の観察などを行うもので、7月の夏休み期間中の開催を予定しております。

次の「皆既月食を見てみよう」でございますが、平成27年度に実施した事業で、珍しい天体現象である皆既月食を、わかりやすく解説し、星空の世界に親しみを持ってもらうことを目的として開催いたします。

その下、「つくってあそぼう」でございますが、夏休み期間中の8月に開催を予定しており、今後、テーマを決め公民館利用団体の協力を得て講師をお願いする予定でございます。

次の「かわいい つまみ細工作り」でございますが、初めての事業となります。日本の伝統工芸であるつまみ細工についてわかりやすくご紹介し、素敵な小物を作っていく

予定でございます。

その下、『かんたん！かわいいクリスマスリース作り』でございます。

平成28年度から実施している事業でございますが、申込みが定員の2倍を超える人気の講座となっていることから、来年度もクリスマスシーズン前に実施する予定でございます。

なお、毎年、夏休み期間中に実施しております『バックステージツアー』は、市民音楽ホールの改修工事のため実施できないことから、他の時期の実施も検討しましたが、参加者の確保が厳しいと考え、来年度は実施しないことといたしました。

続きまして、成人教育事業でございます。

最初に、『佐倉学入門講座「臼井八景の景観をたどる」』でございますが、平成30年度に初めて実施する事業でございますが、平成29年6月に、臼井八景が佐倉市文化遺産として認定されたのを受けまして、臼井八景に詠まれた景観を散策し、地域の歴史・文化に関心を高めていただきたいと思いますと考えております。

次の『佐倉学専門講座「印旛沼」』では、私たちにとって身近な印旛沼の自然や文化について詳しく学習していきます。バスを使った史跡めぐりの講座がとても好評であることから、来年度も9月から12月にかけて実施する予定でございます。

その下、『佐倉学体験講座「ちょっといいところ見て歩き」』では、佐倉市とその周辺地域の史跡を巡り、歴史、文化、自然などを肌で感じていただきたいと思いますと考えています。こちらは、10月から12月にかけて開催する予定でございます。

次の『コミュニティカレッジさくら』でございますが、その左側、領域欄の縦の線が途中で切れており、また、こちらの領域名称は、成人教育のコミュニティ事業になります。記載誤りがあり申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

こちらの事業は、来年度で、開設6年目、2年制の市民大学でございますが、自治会町内会、少子高齢化、防災防犯など地域コミュニティの形成にかかわる活動、あるいは地域が抱える課題などについて、1コマ2時間の講義を56講座受講していただき、グループごとに活動テーマを設定し、自主的な地域活動の実践も学ぶなどにより、まちづくりに貢献していただく人材を育成していくものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

『健康講座 歯と健康の意外な関係』でございます。こちらは、平成30年度に初めて実施する事業でございます。口腔の役割を理解し、歯周病と体の疾患との関連など、歯が体の健康に及ぼす影響について学習していきます。

続きまして、団体育成等でございます。

『臼井地区子ども会育成会連絡協議会』の事業では、例年どおり、「臼井ふるさとにぎわいまつり」や「中央交流フェスティバル」への参加、3月に小学校卒業のバスハイクを予定しております。子ども会役員の皆様と子ども会の意向を踏まえながら、支援してまいりたいと考えております。

その下の、広報・展示活動、図書事業につきましては、今年度と同内容での実施を予定しております。

平成30年度臼井公民館運営計画案及び事業計画案のご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長：

ありがとうございました。

それでは、ただいま各公民館から「平成30年度公民館事業に向けて」につきまして、説明をいただきましたが、全体を通して何かご質問がありましたらお願いします。また、

聞き漏らしたことで結構です。いかがでしょうか。

委員：

利用区分ですが、それぞれ表記の仕方が違って、使用料としては1時間いくらずで書いてあって、これに基づいて使用料を見ると、60分単位だと先ほど説明されていますが、志津公民館さんのスタイルが一番分かりやすかったのですが、多くの方に使っていただきたいと考えて、利便性を考えてやられているのでしょうか。特に統一する必要があるのか、表記の仕方が各館異なっているのですが、各館の理由などがあるのでしょうか。

江波戸館長：

中央公民館の江波戸です。中央公民館では施設利用の利用区分のところの説明をさせていただきましたが、現在、午前・午後・夜間という利用区分でお貸ししております。館としてどのような時間配分で行うかといったことにつきましては、まだ決まっていない事項もありますので、前年度のものを踏襲する形で6月までを念頭に置いて、現時点では変更しないということで、お話をさせていただいております。他の館につきましても、それぞれの館の事情に応じて現段階で修正している館もあるでしょうし、これから見直すところもあるかと思っておりますので、そうした点から違いが出ているということでご理解いただければと思います。

委員長：

ありがとうございます。私もそれが気になっていたんです。1時間単位で申し込みができるのは、根郷と弥富ですかね。それ以外の館が午前・午後・夜間の表示になっている訳ですけども、志津公民館は7月1日の有料化を見越して4月1日から1時間単位で申し込むように修正しますということになっているんですけども、他の館もさきほど委員が仰ったように、修正された方が、利用者も非常に分かりやすいと思います。できたら、7月1日から有料化になることは決まっていますので、早めに手を打っていただいた方がいいかと思えます。

委員：

今の質問を聞きまして、それに関連して7月1日から始まる使用料につきまして、1時間が基本だけれども30分以下の場合には使用料は半額となりますというような感じで表示してあります。1時間以外に30分の使用も可能という前提でしょうか。

江波戸館長：

今ご質問いただいた部分ですが、このあとに「その他事項」のところの使用料についてご説明がございますので、そちらの方でお答えするというところでよろしいでしょうか。今審議いただいている内容は、「平成30年度事業に向けて」ということですので、料金部分については、この後にお答えするという形でよろしいでしょうか。

委員：

1時間という話ができましたので、午前・午後とか各館様々でしたので、使用料金については新しい料金体系では30分でもできるのかどうか。また、平成30年度で30分も可能ですよねという意見です。使用料とは別で、今報告された内容についての意見です。

檜垣課長：

現在の利用区分については、公民館ごとの統一はとれていません。今までの部屋の数ですとか使用サークルさんの使用状況に応じ各公民館で決まってきた経緯がございます。今回新たに設定しました料金は、1時間単位を基本にして設定したものでございますが、この30分の端数が出た場合にも対応できるという形で作成しております。以上です。

委員長：

ありがとうございます。他にご質問はありますでしょうか。

副委員長：

質問というのではなくて、要望になるかと思いますが。色々な事業があつて毎年計画を出されていて大変だと思えますが、前年度のものを踏んでいくことがかなりの部分を占めると思えます。

例えば和田公民館のところに「佐倉学体験講座ふるさと味工房」というのがあります。根郷公民館の15ページのところに「シニアのためのタブレット、スマートフォン」というのが書いてあります。臼井公民館の23ページのところですと、「つまみ細工づくり」というのがございます。いずれも好評だったという話があります。このようなものは、1館だけだともったいないなと思えます。他館が同じような講座を採るということは難しいことなのかどうか。お伺いします。たとえば「学び塾」で講師に出ていただいた方が1館で終わるのではなくて、他からそのまま持ってくる。他館でも検討されてはいかがでしょうか。1つの省エネにつながるのではないかと思います。

江波戸館長：

今、委員が質問されました「コミュニティカレッジ佐倉」の「学び塾」につきましては、講師となられる方が市民の方です。その中から講師になられる方を公民館6館で、年度によっては5館の場合もございますけれども、実施しております。そのような中で職員も色々とアンテナを張っておりますので、自分の地域の中で「こういった講座はやってみた方がいいね」とか、市民講師と職員とが話し合いをして次館の実施につながるといったものが過去にございました。

たとえば市民カレッジにつきましても、プログラムの中でそういったものを入れ込んでいくとか、行っています。

来年度の予定ですが、中央公民館と和田公民館共催の「夏休み子どもゼミナール」がございます。志津公民館と弥富公民館との共催事業もございます。

そういった形の中で、お互いが情報交換に努めております。今後も委員からご意見等を賜れば、改めて計画に組み込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

委員長：

ありがとうございます。他に何かご質問ございますでしょうか。ご質問がないようですので、10分間の休憩をとりたいと思えます。

#### 4 その他

- ・佐倉市民カレッジの評価について

江波戸館長：

それでは、その他になります。

まず1点目は、「佐倉市民カレッジの評価について」ですが、記載方法等につきまして、中央公民館の和泉澤より説明をさせていただきます。

和泉澤主査補：

それでは、「佐倉市民カレッジの評価について」、説明させていただきます。

昨年度も委員のみなさまには市民カレッジの評価に協力をしていただいているところでございますが、これは、今後の市民カレッジの運営に活かすため、平成29年度の市民カレッジ事業について、委員のみなさまに評価をしていただくとするものです。

先ほど、中央公民館長より説明をさせていただきましたが、市民カレッジ事業の関連資料につきましては、お手元の資料中「平成29年度佐倉市民カレッジ生応募結果」「平成29年度 佐倉市民カレッジ 学習予定表」「平成28年度佐倉市立公民館のまとめ【抜粋】」、本日、追加資料として配布しました「佐倉市民カレッジ平成30年度入学案内」「こうほう佐倉12月15日号」があります。

具体的な評価方法ですが、事前に配布しました資料「所見記入シート」への記入をお願いいたします。昨年度と同じ様式になりますが、お手元の資料を参考にしてご記入の上、2月9日までに中央公民館に提出してください。

提出方法につきましては、可能な限りメールで提出をしていただけると助かります。お忙しいところ恐縮ですが、2月9日までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

最後に、メールで提出をしてくださる方は、配布しました返信用封筒を、お帰りの際に戻してください。

なお、評価シートを取りまとめた結果につきましては、後日、郵送いたします。

以上です。よろしくようお願いいたします。

江波戸館長

それでは、質問等がありましたらお願いします。

- ・佐倉市立公民館の使用料について

江波戸館長：

質問が無ければ、2点目の「佐倉市立公民館の使用料について」社会教育課から説明させていただきます。

檜垣館長：

佐倉市立公民館の使用料について、説明させていただきます。

先週末に送付させていただきました、資料をお願いします。

公民館使用料につきましては、改正する条例が平成29年11月市議会定例会で審議・可決され、12月22日に公布されております。現在、減免基準等を整備する管理規則について、教育委員会議で協議を行っているところであります。

使用料についての、公民館利用者へのご案内は、1月5日から、公民館、図書館、美術館において、先にご案内をさせていただきました、お知らせのポスターを掲示すると

ともに、リーフレットの配布を行っております。

また、1月15日号のこうほう佐倉への掲載、ホームページでもお知らせを行っております。

来月2月からは、公民館での説明会を行ってまいります。各公民館での説明は、約1時間30分を基本とし、初めに説明を30分行い、その後、個別質疑や全体質疑を行う予定であります。

本日の公民館運営審議会の資料は、公民館での説明会での配布予定資料となります。当日の説明内容を少し短縮して説明させていただきます。内容や減免等についてご意見を頂ければと存じます。

資料の1ページをお願いします。公民館使用料につきましては、現在の社会経済情勢及び市の財政状況等を勘案し、様々な角度から検討を行い、公民館をご利用いただく方々からも、使用料としてご負担をお願いすることといたしました。このことは、将来にわたり安定した公民館活動を推進し、市民の皆様一人ひとりの学びの場を一層充実させていくためのものと、捉えております。

今後とも、積極的に公民館をご利用いただくとともに、公民館使用料につきまして、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

次に、資料の4ページをお願いします。本市では6館の公民館が整備され、地域住民の学習活動や地域社会形成を支援する、地域に密着した施設として活用されています。一方、施設の設定目的を理解しての共生が薄らぎ、施設使用時の不公平感が解消出来ないことや、将来にわたり安定した自治経営を実現するために、様々な角度から一層の効率的な行政運営に取り組むことが求められてきています。

これらをふまえ、平成29年4に策定された『佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針』（以下「基本方針」といいます。）に基づき、公民館使用料について、見直しを行いました。

この基本方針の策定にあたっては、毎年実施されています佐倉市市民意識調査や行政改革懇話会の意見がありました。

27年度の市民意識調査では、公共施設の維持管理や運営には、施設を利用する方にも負担を頂くべきとする意見が7割(78.5%)を超えること。税金による負担を極力抑え、利用する方からの負担ももとめ、サービス水準を維持・向上させるべきとの意見が約5割(50.3%)であることがありました。

行政改革懇話会では、税負担の公平性を確保することが重要とのことであります。

教育委員会では、①行政改革懇話会としての意見、②利用者と利用しない方との税の公平性、③厳しいこれからの経済情勢を背景にして、より一層行政サービスを進めていくこと、④市民意識調査での意見を捉え、検討を行っております。

その結果、「行政サービスを受けるかたと受けないかたとの公平性を確保すること」、「一定の収入が確保されることで、公民館の管理内容の充実及び設置継続が図られる」ことにより、これまで全て公費で賄っていた経費の一部を公民館利用者の皆様にご負担いただくことといたしました。

なお、条例改正に当たっての事前の利用者への説明については、条例改正時の政策形成過程参加手続を定めた、佐倉市市民協働の推進に関する条例の規定により、事前の説明等の意見公募手続は、他の使用料改正条例と同じく、意見公募手続を実施しておりません。

ただし、多くの使用料改正は平成29年8月市議会定例会で審議し、この4月からの適用であります。公民館使用料につきましては、検討に時間を要するため、平成29年11月市議会定例会で審議し、この7月からの適用となっております。

5 ページをお願いします。

社会教育法に規定する公民館の目的、事業及び運営方針を参考として記載しています。今回の条例改正により、使用料の負担をお願いいたしますが、公民館の目的、事業及び運営方針は、社会教育法に規定されており、変わるものではございません。

資料の1ページに戻らせていただきます。

市民団体の使用と社会教育法第22条にある目的事業以外での使用となります。市民団体とは、代表者が市内在住、かつ市内在住者がおおむね半数以上で構成される団体、又はこれに類すると教育委員会が認めるもので、市内在学も含まれます。

次の表に各公民館の利用面積区分を表しています。例えば、臼井公民館のこの部屋は集会室であります。面積は148.39㎡であり、面積区分は100㎡以上200㎡未満となります。この区分の使用料は1時間あたり400円となります。

次に資料の2ページをお願いします。

使用料の納付についてとなります。

公民館使用料については、各公民館に設置する予定の「公民館利用券発券機」を使用し、使用する当日に利用券を購入いただくようになります。

現在、予算要求の段階とまりますので、議会での承認後となりますが、新たに使用料の負担をいただくものであり、納入時間の制限等を極力なくし、使用する当日に納入できるよう努めてまいります。発券機では、利用券と領収書が発行されますので、利用券は公民館事務室窓口へ提出いただきます。領収書はサークルの保管となります。

使用料の還付についてですが、納入された使用料は、原則、還付を行いません。施設上の都合（設備の故障等）、災害などによる対応で使用できない場合のみ還付となりますので、使用料確認のうえ、使用する当日に「公民館利用券発券機」により、納付をお願いすることになります。

なお、予約のキャンセルについては、判明した段階で連絡をお願いするよう、説明会や抽選会、サークル懇談会等でお知らせを行ってまいります。

つぎに、使用料の減額及び免除についての基本事項です。公民館の利用は、原則、使用料を負担いただきます。

しかし、市や県等の主催や共催事業、自治会が総会等を開催する場合、学校や保育所等が会議等を開催する場合、事業内容に公益性があると認めた場合などについては、使用料を減免します。

社会教育施設である公民館の設置目的や事業目的の公益性に照らし、取り扱うものとします。

公共的利用・公益性のあるものについて、基本的には市担当課からの文書により判断いたします。

なお、これまでの公民館活動により、敬老会など公益性が判断できるものにあつては、文書を必要としない判断もできるものであります。

まだ、説明会の準備がきちんと出来ていませんが、このようなことをまずきちんと説明させていただいて、ご理解をお願いすると共に、個々の質問につきましては、割愛をさせていただきたく存じます。

説明内容は以上となります。

江波戸館長：

それでは、ただいまの社会教育課の説明について、記載内容等について何かご質問等・分からないことがありましたらお願いいたします。



副委員長：

15日のこうほうに出ていましたが、それ以降何か動きはあるのでしょうか。そちらの方に届いている声や反応などはあるのでしょうか。

檜垣課長：

各公民館で1月5日からリーフレットを配布しています。1月15日からこうほう佐倉等で周知しております。社会教育課にあがってきた意見としましては、数としては2.3件でございます。「実際には私たちの活動は減免になるのでしょうか。」という問い合わせがありました。その点については今回の公民館運営審議会の中で説明させていただいて、説明会の中でご説明させていただきます。と回答させていただいております。

江波戸館長：

他にいかがですか。

委員：

これから資料配布とのことなので重箱の隅みたいな質問になりますが、真ん中の「市民団体とは」というところですが、代表者が、市内在住の方に限る。この場合に在勤の方も含むと解釈してよろしいのでしょうかということが1つ。

それから、「おおむね半数以上」という表記ですね。「おおむね半数」とはどのようなことなのでしょう。いわゆる条例の表現で持ってきますけれども、人間は端数が出ませんので、「半数以上」とするのが普通のような気がするんですけども。何か意図があるのでしょうか。

それから、基本的には公民館は市民団体に貸し出すということだと思えますけれども。同様の活動をしている市民団体がその市で会場がとれないので隣の市の施設を借りるという場合に、全く同じような活動をしている市民の団体が、一応登録制度はありますが、市外団体が使うことはできないのか。それが1つです。

それから、時間単位で全館共通の単価料金にする訳ですね。そうすると、使用料金をとられるのは、今まで無料の団体にとっては、色々のご意見があるところだと思います。

机の上だけの話になりますけれども、先ほどの委員のお話でもございましたが、各館ごとの貸し出しにおいてたとえば半日単位で貸しているところが、実は「私たちは2時間あればいい。半日だと時間が長いので2時間だけ貸してくれないか」とか、そのような話が出てくるんじゃないかと思えます。条例は詳しく見ておりませんが、「時間いくら」と書かれているとすれば、半日単位でも貸し出すところでも、1時間だけ貸してくださいというような押し問答があるような気がしないでもないですが。

それから、30分単位の書かれていることだけで読みますと、申し込み時点で「30分単位」を意識しているような気がしないでもないです。12時半まで貸すところもありますし。それこそ、2時間半貸してくれというような方も中にはいるのではないのでしょうか。机の上の話だけですので、現実にそんな団体だけではないということもありますが、その辺が心配になるところです。

檜垣課長：

市民団体につきまして、条例を整備した際に下に備考として書かれております。市民団体につきましては、市内在住と市内在学となります。

市内在勤の方は實際上あまりありませんが、内容によっては目的外の使用として考えたいと思います。

市外の団体につきましては、資料1ページの市民団体の使用の注意書きの1というと

ところで、市民団体以外は10割増しという規定をとっておりますので、2倍の使用料でお使いいただけるということになっております。

それと、市内在住者がおおむね半数以上、これも条例上法規と相談のうえ、記載がされております。実際の運用につきましては、登録時点で半数以上の場合には市民団体となります。状況に応じて人数が変わってきますので、この場合には以前と同じ運用となります。

ただし、状況によって人数が変わってくることもございますので、これにつきましては、通常通りの対応とさせていただきます。

時間については、公民館条例につきましても、単位としては、1時間につき幾らという表現をしております。使用時間が30分未満の場合には、10円未満を切り捨てますというような形になっております。今後説明会等をする中で、色んな状況が発生してくると思います。1時間だけ使いたい。2時間だけ使いたいという意見が出てくるとは思いますが、利用貸し出し区分につきましては、各館長で今後変更することが可能ですので、対応することが可能であります。各公民館の使用区分を理解して使用申し込みをした時点で、使用料金が出てまいりますので、その時点で使用料金をおさめていただく形になると思います。

今後、説明会等で若干の変更は出てまいります。1時間につき幾らというようなことは条例上周知されておりますので、これに則して今後対応を進めていきたいと思いません。

委員：

時間・料金についてはよく分かりました。利用者側としてはすごく難しいと感じます。施設の有効利用から考えますと、たとえば半日利用区分のところを2時間の申し込みしかなければ残り2時間を他に貸せるという形になります。

なんらかの工夫をしながら施設の有効利用をはかる方が省エネ化につながると思いますが、もう少し1時間幾らで利用料金の設定をされることの意味を捉えなおす必要があるような気がいたします。

免除の関係ですが、例えば児童福祉法である意味特記的にされていて、その他については関係各課に要望があったところ、そこを参考にして書かれていると思いますが、「公的な・公共的な学校」のような、たとえば職業訓練校ですとか、いわゆる各省の法に基づいて認定されているような学校的なもの、専修学校等とか含めまして、日本語学校ですとか、厚生労働省が認めている部分もあるんですけども、そういうところの活動は現実の具体の例とか、判断して解釈していくということによろしいでしょうか。児童福祉法とか2つの団体の標記だけ気になったので、色々な線引きがあるので、あえて入れてある意味がどの辺にあるのか。お伺いできればと思います。

檜垣課長：

ご意見ありがとうございます。

法規担当と協議する中でこちらの表記をさせていただいております。学習支援等につきましては担当課の方から該当の文章をいただく中で判断をさせていただければと思います。健康増進団体には介護予防などの、明確な名称を出さないで一般的な名称での標記を考えております。質問等の判断が難しい場合には、ご意見をいただく中で検討をさせていただければと思います。

一般的にこういった名称の団体はこのようになるのか、うちの方で整理した中で各公民館の対応ができればと思います。

委員：

使用料の納付につきまして、機械を入れて利用料を支払っていただくということで、事務方としては事務的なものも軽減されると思います。基本的にはドタキャンに関しては特にキャンセル料の規定を設けないと、これについては市の全体的な条例で触れられていますが、これ以上のことはないかと思いますが。キャンセルがかなり続いた場合には、現実にはどのような対応をしていくのか、説明会では不要かもしれませんが、少し気になると思いますので、このように考えているとお示しいただければと思います。

檜垣課長：

使用料の納付に関しましては、利用券の発券機の導入をさせていただく方向でおります。

各公民館でシルバー人材センター委託等を含めまして職員がいない時期もございます。そうしますと、平日の9時から5時納付で対応すべきとの財政課からの意見もありましたが、公民館職員の事務が増えますので、なるべく負担をなくすような形で対応していきたいと思います。それに対応する職員の補充が現実にはない、という状況ですので、なるべく職員の負担が無いようにしたいと考えております。

キャンセルにつきましては、今回の説明会の各公民館であったり、利用者懇談会等でキャンセルが分かった時点ですぐ報告させていただいて、空いていれば次の方が使えるように、周知していきたいと考えております。ただ、当日のキャンセルが出てきてしまうと思います。その辺の対応につきましても、色んな市の状況があります。他の市も考慮した中で、考えをまとめていきたいと思っております。

江波戸館長：

他にいらっしゃるでしょうか。

委員長：

今の委員と少し質問が重複するかも知れませんが、発券機というのは1時間単位で発券するのでしょうか。それとも、30分単位でも発券が可能なのかどうか。

と言いますのは、資料を見ますと、30分は半額とかいてありますと、一般の方はそれを使用という発想になるんじゃないかと。例えば2時間半で済むのだという感じは出てくるかと思っております。ただ、2か月前の1日から皆さん申し込みを行っておりますね。そう言った場合には受付の事務処理が煩雑になりますので、このようなことが書いてあれば、30分単位で使用したい団体も出てくるかと思っております。そうなれば発券機につきましても、30分単位で使用できるという形にしておかないと、利用者の方は困るという感じになるかと思っております。そこら辺はいかがでしょうか。

檜垣課長：

発券機につきましては、券を買うコマは少ないものでも24コマありますので、各公民館の部屋の数・時間の数、30分単位であっても、これを導入する予定です。ただ、中央公民館・志津公民館では部屋数が10を越えていますので、券売機がもう少し大型の機械で、対応していければと思います。

30分単位の考えですが、公共システムから予約する場合にはそのシステムの単位を1時間で作るのか、午前の3時間半で作るのか、そのコマを決めた中で料金を決めていきますので、基本的に最低は1時間で午前だったら3時間半もありという、システムの対応も考えていければと思います。

江波戸館長：

他にはどうでしょうか。

副委員長：

申し込みについては、全く今までどおりと考えてよろしいのでしょうか。

檜垣課長：

志津公民館では、4月から時間貸しが1時間単位となり変更となりますが、時間単位は多少異なります。申し込みにつきましては今までと同様です。

江波戸館長：

時間の利用区分につきましては、公民館の運営計画のところでお知らせしておりますけれども、時間貸しについては現時点で細かいことが決まっていないため、午前・午後・夜間についてですが、館によってまちまちでございます。

私どもの方でも、1時間単位で貸すのか30分単位で貸すのか、そういった部分の所も含めて現時点でまだ確定していないところも御座いますので、この時点で分かるところのみお出しさせていただいております。

これから、内部でも検討を続ける中で、どちらがいいのか検討を続けていきたいと思っております。なお、先ほどの受付方法については、抽選でやっている館もございます。中央公民館は定期利用団体を優先させていただいております。そういった貸館方法の異なる中でなお、整合性の問題もありますので、どのような形が市民の方々にとっていいのか。そういったことも含めてまだ決まっておきませんので、今わかっている利用方法について書かせていただいたところです。

江波戸館長：

他に何かございますでしょうか。

委員長：

説明会は、1番近い所が和田公民館、根郷公民館が2月1日ですね。あと1週間しかないですね。今日色々質問がでましたが、細かい所まで早急に決めていただいて、説明会できちっと説明できるような形をとっていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

江波戸館長：

他にはございますでしょうか。

委員：

確認ですけれども、料金について説明していただいた資料の3ページの具体的な事例のところ、ここで介護予防団体と言われてますが、これはあくまでも介護予防を行う団体、介護予防教室とかそういうものを指しているのでしょうか。

中には、市から委託されて介護予防を行っている団体がございますけれども、それも介護団体ではなくて介護予防ではないかと。もう少し説明をお願いいたします。

檜垣課長：

いまご質問がありました点につきましては、3ページの子ども会が書いてあるところの、「健康増進団体」だと思いますが、これにつきましても書き方を変更していきますので、このままではないと思います。

基本的に介護予防団体につきましては、市の事業を、委託だったり指定管理だったりして実施している場合、そういった形を今のところ考えております。

委員：

ということは、各地域で市が補助金を出して行っている自治会単位とかの介護予防教室を各地区で行っているような各団体はどうでしょうか。

富田主査：

社会教育課富田と申します。福祉部と協議した内容で、補助金を貰っているところであつたりで、その点については該当しないと。

基本的にはやはり、高齢者福祉課に確認を丁寧にとって文書をもらった段階で公民館サイドが判断するという手順になりますので。市の担当課の考えもありますので、一概には言えませんが。ただし、基本的に委員の仰るような方々は、免除対象にはならないかと、私の今の考えですが。

江波戸館長：

他にはよろしいでしょうか。

委員：

各公民館での説明会についてお聞きしたいのですが、当日はたぶんこちらでお話しした内容について十分説明されると思いますが、つぎに団体が集まった時になりますと、利用団体としては自分の所がどこなのか減免あるいは実費を支払わなければならないのか。自分たちが申請書のようなものを出さなければならないのかということで説明会に集まってくると思うんですが、

この説明会自体はどのような形になってくるのでしょうか。

檜垣課長：

説明会につきましては、各公民館で基本的に1時間半です。最初の30分につきましては、今回の資料6ページ分の内容でございます。質問等につきまして個別対応の時間があります。現時点で原則としてサークルの形をとられているものについては、使用料をお願いするという形になります。その中で、市の担当課だったり協議する中で、「免除」との担当課からご意見をいただいて判断をすることになります。

ただ、公民館と共催でやっているとか、そういうことになれば、免除という形になるかと思いますが、これも地区ごとに難しいですが、なるべく市内統一でいきたいと考えております。

以上です。

江波戸館長：

そろそろ、予定の時間を過ぎておりますが、他にご質問はございますでしょうか。

委員：

今日の議題から外れるかもしれませんが前々回の審議会でも委員長には申し上げま

したが、私も志津公民館でサークル活動を行っております。公民館活動の入会金・月会費は高いと思っておりました。調べたところ、志津公民館利用の35団体サークルの月会費は、毎月2000円でございます。入会金は、平均が2500円でございます。

私なりに考えますと、非常にサークル活動はけっこうお金がかかると。1つの参考例として7月から公民館が有料化になることについて、サークルの代表者さんや担当者さんがどう考えるのか。

また、値上げするとか色々あるかと思しますので。1つの参考までに。以上です。

江波戸館長：

ありがとうございました。他にはどうでしょうか。特になければ、これで4番の「その他」を終わりにいたします。

この後に、村上副委員長の方から「閉会」に進みたいと思います。

副委員長：

それでは、平成29年度第3回公民館運営審議会を閉会とさせていただきます。

中央公民館長

ありがとうございました。

なお、第4回の公民館運営審議会は、平成30年2月26日（月）13時から中央公民館にて開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。長時間に渡るご審議ありがとうございました。